

議第34号

滋賀県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和4年2月14日

滋賀県知事 三日月 大 造

滋賀県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

滋賀県道路占用料徴収条例（昭和44年滋賀県条例第25号）の一部を次のように改正する。

別表政令第7条第8号に掲げる施設、政令第7条第9号に掲げる施設、政令第7条第10号に掲げる施設および自動車駐車場、政令第7条第11号に掲げる応急仮設建築物、政令第7条第12号に掲げる器具および政令第7条第13号に掲げる施設の項を次のように改める。

政令第7条第8号に掲げる施設	トンネルの上または高架の道路の路面下（当該路面下の地下を除く。）に設けるもの		Aに0.014を乗じて得た額	Aに0.016を乗じて得た額	Aに0.019を乗じて得た額	Aに0.023を乗じて得た額
	上空に設けるもの		Aに0.023を乗じて得た額			
	地下(トンネルの上の地下を除く。)に設けるもの	階数が1のもの	Aに0.005を乗じて得た額			
		階数が2のもの	Aに0.008を乗じて得た額			
		階数が3以上のもの	Aに0.01を乗じて得た額			
その他のもの		Aに0.033を乗じて得た額				
政令第7条第9号に掲げる施設	建築物		Aに0.014を乗じて得た額	Aに0.016を乗じて得た額	Aに0.019を乗じて得た額	Aに0.023を乗じて得た額
	その他のもの		Aに0.01を乗じて得た額	Aに0.012を乗じて得た額	Aに0.013を乗じて得た額	Aに0.016を乗じて得た額
政令第7条第10号に掲げる施設および自動車駐車場	建築物		Aに0.023を乗じて得た額			
	その他のもの		Aに0.01を乗じて得た額	Aに0.012を乗じて得た額	Aに0.013を乗じて得た額	Aに0.016を乗じて得た額
政令第7条第11号	トンネルの上または高架の道路の路面下に設けるもの		Aに0.014を乗じて得た額	Aに0.016を乗じて得た額	Aに0.019を乗じて得た額	Aに0.023を乗じて得た額

占用面積1平方メートルにつき1年

に掲げる 応急仮設 建築物	上空に設けるもの	A に 0.023 を 乗 じ て 得 た 額			
	そ の 他 の も の	A に 0.033 を 乗 じ て 得 た 額			
政令第7条第12号に掲げる器具		A に 0.033 を 乗 じ て 得 た 額			
政令第7 条第13号 に掲げる 施設	トンネルの上または 自動車専用道路（高 架のものに限る。） の路面下に設けるも の	Aに0.014 を乗じて 得た額	Aに0.016 を乗じて 得た額	Aに0.019 を乗じて 得た額	Aに0.023 を乗じて 得た額
	上空に設けるもの	A に 0.023 を 乗 じ て 得 た 額			
	そ の 他 の も の	A に 0.033 を 乗 じ て 得 た 額			
政令第7条第14号に掲げる施設		A に 0.033 を 乗 じ て 得 た 額			

付 則

この条例は、公布の日から施行する。